

宗像市自家用有償旅客運送条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号の規定に基づき、市が行う自家用有償旅客運送（以下「公共ライドシェア」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）デマンド型運行 運行ルートは定めず、公共ライドシェアを利用する者（以下「利用者」という。）の予約に応じて運行するものをいう。
- （2）運行区域 宗像市地区設置規則（平成17年宗像市規則第23号）第2条第1項に定める地区の中から、法第79条の規定により国土交通大臣の登録を受けた区域のことをいう。
- （3）区域外乗降ポイント 法第79条の規定により国土交通大臣の登録を受けた各運行区域外で乗降車が可能な、あらかじめ指定された地点のことをいう。

（運行方法等）

第3条 公共ライドシェアの運行方法は、デマンド型運行とし、運行日、運行時間その他運行に必要な事項は、規則で定める。

（利用方法）

第4条 利用者は、あらかじめ利用の予約をしなければならない。

- 2 前項の予約に関し必要な事項は、規則で定める。

（運賃）

第5条 利用者は、別表第1に定める運賃を納付しなければならない。

- 2 区域外乗降ポイントを利用する場合の運賃（未就学児を除く。）については、別表第1に定める運賃に別表第2の運賃を加算するものとする。
- 3 既に徴収した運賃は、返還しない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

（運賃の減免）

第6条 市長は、特別の理由があると認めたときは、運賃の全部又は一部を免除することができる。

（利用者の遵守事項）

第7条 利用者は、公共ライドシェアの安全保持のため、運転手の指示に従わなければならない。

（利用の制限）

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、乗車を拒否し、又は降車させることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 公共ライドシェアに供する車両等を汚損し、又は損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 乗車定員を超えて乗車しようとするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、運行上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第9条 利用者が、その責めに帰すべき理由により公共ライドシェアに供する車両等に損害を与えたときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年3月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 市長は、第4条第1項の事前の予約に関し必要な行為は、この条例の施行の前日においても、同項の規定により行うことができる。

別表第1 (第5条関係)

区分	運賃
一般	500円 (ただし、次に掲げる者で備考1に記載の要件を満たしたものは運賃を300円とする。) (1) 市内に住所を有する満70歳以上の者 (2) 高校生以下の者 (3) 心身障害者 (都道府県知事 (指定都市にあっては市長) が発行する療育手帳、身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。) (4) 前号に規定する者の介助者 (ただし、前号に規定する者1人につき1人までを介助者の対象とする。)
未就学児	無料

備考

- 1 市内に住所を有する満70歳以上の者は市が発行するふれあいバスカードを、高校生以下の者は生徒手帳その他在籍を証する書類を、心身障害者は各種手帳を乗車の際に提示しなければならない。
- 2 個人番号カード (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を提示した場合又は2人以上での乗り合いによる場合の運賃は、別表第1の運賃から100円を控除した額とする。

別表第2（第5条関係）

区分	運賃
運行区域内のコミュニティ・センターを起点、利用する区域外乗降ポイントを終点とし、当該運行区域の境界から当該区域外乗降ポイントまでの直線距離が1キロメートル以内の場合	100円
運行区域内のコミュニティ・センターを起点、利用する区域外乗降ポイントを終点とし、当該運行区域の境界から当該区域外乗降ポイントまでの直線距離が1キロメートルを超える場合	1キロメートルにつき100円を乗じた金額。ただし、1キロメートルに満たない端数は切り捨てるものとする。

備考

運行区域内のコミュニティ・センターが2施設以上ある場合は、利用する区域外乗降ポイントに近いコミュニティ・センターを起点とする。